

総 税 市 第 1 0 号
平成 3 1 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 8 7 号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 1 年総務省令第 3 8 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 3 1 年総務省令第 3 9 号）が平成 3 1 年 3 月 2 9 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 3 1 年総務省令第 3 9 号）は同年 1 0 月 1 日）から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税市第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

- 本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。
- イ ロからトまでに掲げる規定以外の規定 平成 3 1 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市町村民税
 - ロ 第 2 章 2 4 及び 2 4 の 3 (4) 平成 3 2 年度以後の年度分の個人の市町村民税
 - ハ 第 2 章 2 4 の 3 (1) 及び 2 4 の 6 ((7) を除く。) 平成 3 1 年 6 月 1 日以後に支出する地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金
 - ニ 第 2 章 3 1 の 2 平成 3 2 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する場合
 - ホ 第 2 章 3 1 の 3 平成 3 2 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する場合
 - ヘ 第 4 章 3 平成 3 1 年 1 0 月 1 日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対し

て課する軽自動車税の環境性能割
ト 第4章33 平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割